

# 復旧の現状と復興への取組

## <目次>

I	復旧の現状と主な課題への取組状況	1
1	復旧の現状	1
2	仮設住宅への対応	2
II	復興に向けた取組	3
1	復興対策本部の取組	3
2	被災地復興への支援	4
	(1)復興計画策定への支援	
	(2)各府省の事業計画と工程表の作成	
3	復興施策	9
	(1)第3次補正予算における復興関連施策	
	(2)復興特区	
	(3)復興交付金	
	(4)復興庁	
4	復興に関するトピック	22

平成24年1月16日

東日本大震災復興対策本部事務局

# I 1 復旧の現状

- ・現時点で、避難所にいる者は約680人。
- ・居住地近傍の散乱ガレキは、全ての市町村で撤去完了。
- ・主なライフラインについては、家屋等流出地域等を除き、ほぼ復旧。

## 1. 避難者等の数

### (1) 避難者等の数の減少

① 発災後3日目 約47万人	⇒	現時点 <u>334,786人</u>
② うち、避難所にいる者の数		現時点 <u>678人</u>

### (2) 仮設住宅等の状況

① 公営住宅等への入居	全国計 <u>17,792戸</u>
② 民間住宅への入居	全国計 <u>65,692戸</u>
③ 仮設住宅の状況 (必要戸数 <u>53,013戸</u> )	完成戸数 <u>52,182戸</u> 入居戸数 <u>47,803戸</u>

※ 仮設住宅完成見通し  
岩手県:全戸完成  
宮城県:全戸完成  
福島県:1月中

## 2. 沿岸市町村の災害廃棄物撤去状況

① 総推計量に対する撤去状況	(ガレキ推計量) <u>22,473千t</u>	⇒	(撤去済量) <u>15,264千t</u>	(撤去率 <u>68%</u> )
② うち散乱ガレキに対する撤去状況 (解体により発生するガレキ量(9,884千t)を除く)	(散乱ガレキ推計量) <u>12,589千t</u>	⇒	(解体を除いた撤去済量) <u>12,012千t</u>	(散乱ガレキに対する撤去率 <u>95%</u> )

※ 居住地近傍の散乱ガレキは、8月末までに全ての市町村で撤去完了。

## 3. 主なインフラ等の復旧状況

- (1) ライフライン : 主なライフラインについては、家屋等流出地域・原発警戒区域等を除き、ほぼ復旧。
- (2) 交通 : 新幹線・空港については、復旧完了。  
港湾については、すべての港湾で一部の岸壁が利用可。  
在来幹線鉄道については、原発警戒区域等を除き、ほぼ復旧。  
高速道路・直轄国道については、概ね応急復旧完了済み。
- (3) 災害防止対策 : 直轄河川堤防等については、約8割が本復旧完了。  
海岸堤防については、優先対策区間のほぼ全てで応急対策実施済み

# I 2 仮設住宅への対応

・ 応急仮設住宅の居住環境等に関する課題(ハード面、ソフト面)を居住者に対するアンケート調査(被災3県(岩手、宮城、福島)の約3,000世帯に実施。6割以上の世帯から回答)結果を踏まえ、「寒さ対策」、「買い物支援」等の対応を推進。

## ・ 応急仮設住宅の居住環境等に関する課題に対する対応について

(応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチーム(座長:牧厚生労働副大臣)  
平成23年10月21日「応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査結果を踏まえた対応について(中間報告書)」等より)

### ① 設備等ハード面の課題(寒さ対策、砂利道、集会所等)

○ 本格的な冬を控え待ったなしの「寒さ対策」は喫緊の課題。このため、中間報告を待たず、

- ・ 厚生労働省から、断熱材等の追加・補強、窓の二重サッシ化、玄関先への風除室の整備、エアコンの追加整備、水道管等の凍結防止、等について災害救助法の国庫負担の対象となる旨、改めて通知(9/28)。
- ・ 石油ストーブ、ホットカーペット、電気こたつ等の暖房器具の設置に要する経費についても災害救助法の国庫負担の対象となる旨通知(10/7)。
- ・ 平野復興対策担当大臣からも被災県知事に対し、応急仮設住宅の寒さ対策に万全を期すよう依頼(10/7)。

○ 「寒さ対策」を含め、ハード面の追加工事等は、各県・市町村で実施状況を点検。プロジェクトチームにも報告。

(「寒さ対策」については、岩手県、宮城県及び福島県とも概ね平成23年内に完了。)

### ② 買い物支援等ソフト面の課題(通勤・通学・通院の支援、入居者の健康面の課題への対応等)

○ ソフト面では、例えば、多くの世帯が買い物等の不便を指摘。このため、交通手段の確保や、買い物代行、仮設店舗の設置など、「買い物支援」の取組を明示。このほかの課題についても、今後、具体的な対応(応急仮設住宅での生活の長期化等による健康状態の悪化を防止するための保健師や管理栄養士等による巡回訪問等の支援の実施等)を推進。

## Ⅱ 1 復興対策本部の取組

- ・「復興への提言」を踏まえ、基本方針を策定。これに基づき、復興施策の具体化を着実に実施。
- ・平成23年度第3次補正予算案、復興特区法案、復興庁設置法案を国会提出。

6/24 復興基本法施行 ⇒ 復興対策本部・現地对策本部発足

6/28 第1回 復興対策本部会合

・7月中の基本方針策定を指示

7/19 基本方針等に関する県・市町村との意見交換の場

・各現地对策本部により、釜石市(岩手)、仙台市(宮城)、福島市(福島)において開催

7/29 第4回 復興対策本部会合 ⇒ 「復興基本方針」決定

8/12～8/23 基本方針に関する県・市町村への説明会

・各現地对策本部により、盛岡市・大船渡市(岩手)、仙台市(宮城)、福島市(福島)において開催

8/27 第1回 原子力災害からの福島復興再生協議会

10/7 第9回 復興対策本部会合

・復興関係予算等(予算、特区及び交付金、復興庁)について 等

12/7 東日本大震災復興特別区域法 成立(施行は12/26)

12/9 復興庁設置法 成立

1/6 復興特別区域基本方針 閣議決定

# Ⅱ 2(1) 復興計画策定への支援①(支援の状況)

- ・ 国交省職員を中心として国の職員が各市町村に出向き、市町村の復興計画策定を技術的に支援。
- ・ 全体(43市町村)の9割を超える市町村(41/43)が年度内に復興計画を策定予定。

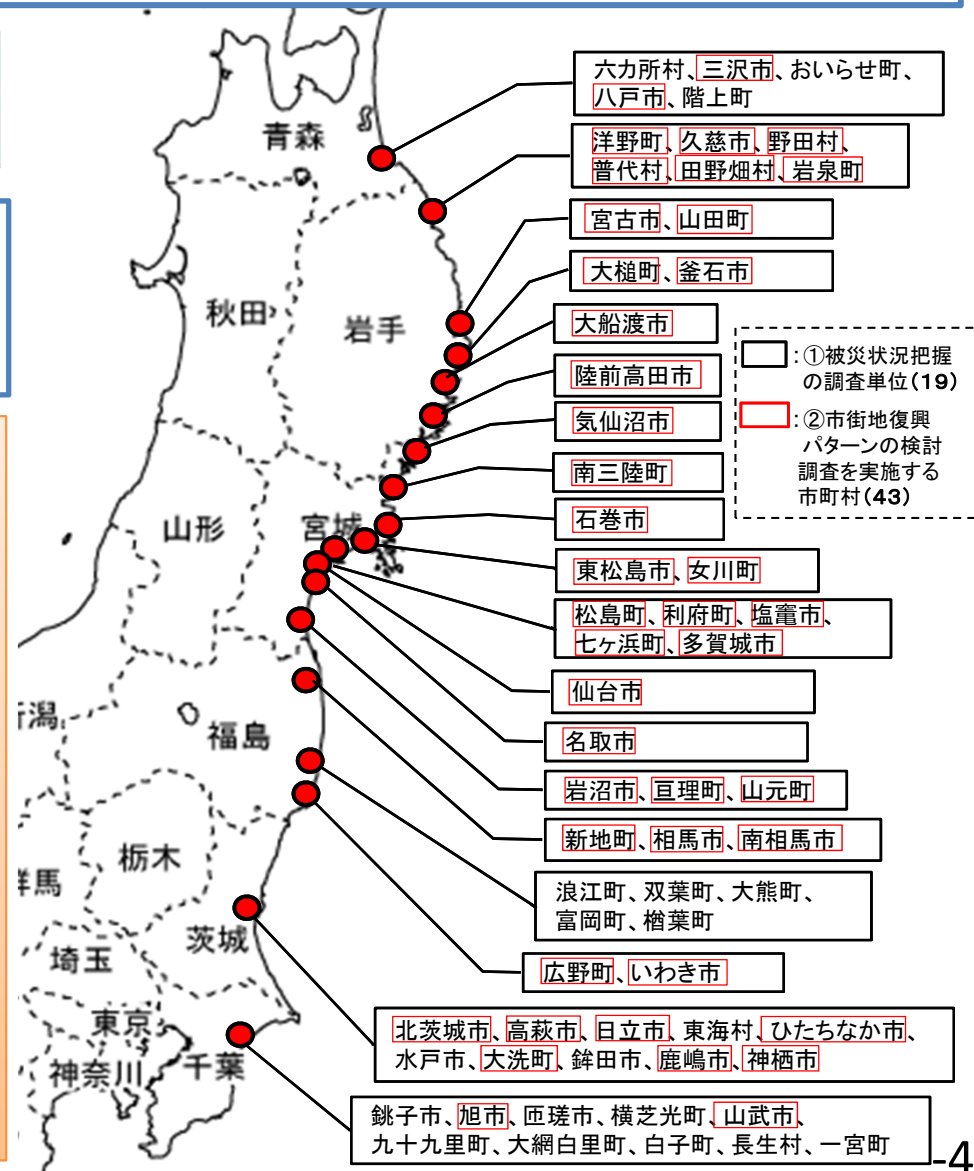
## 国土交通省直轄調査スキームを活用した市町村復興計画策定の強力な支援

### 被災状況、都市特性に応じた市街地復興パターンの検討調査を、市町村の要望に応じ43市町村で実施。

- ・ 国交省職員を中心として各市町村担当チームを編成
- ・ 自治体からの問い合わせや調整にワンストップで対応
- ・ 頻繁に現地に出向き、調整を実施
- ・ 10省庁連絡会議を設置し各自治体の要望に対応する体制を整備するとともに、必要に応じ現地への担当官の派遣、政策課題への対応策の検討を実施
- ・ 全体(43市町村)の9割を超える市町村が年度内に復興計画を策定予定。

復興対策本部事務局  
総務省  
文部科学省  
農林水産省  
国土交通省

内閣府  
財務省  
厚生労働省  
経済産業省  
環境省



# Ⅱ 2(1)復興計画策定への支援②(策定スケジュール)

※色つき: 復興計画策定済みの33市町村		復興計画策定期期			
		H23年度 4～6月	H23年度 7～9月	H23年度 10～12月	H23年度 1～3月
青森	三沢市			復興計画	
	八戸市		復興計画		
岩手	洋野町	復興ビジョン	復興計画		
	久慈市	復興ビジョン	復興計画		
	野田村	復興基本方針		復興計画	
	普代村	復興基本方針	復興計画		
	田野畑村		復興基本方針・復興計画		(復興実施計画)
	岩泉町	復興計画骨子	復興計画	(復興実施計画)	
	宮古市	基本方針		復興計画	
	山田町	復興ビジョン		復興計画	
	大槌町	基本方針		復興計画	
	釜石市		復興プラン骨子	復興プラン	
	大船渡市	復興基本方針		復興計画	
	陸前高田市	震災復興計画策定方針		震災復興計画	
宮城	気仙沼市			復興計画	
	南三陸町				復興計画
	石巻市	復興構想		復興計画	
	女川町		復興計画		
	東松島市		復興まちづくり計画 (中間とりまとめ)	復興まちづくり計画	
	松島町		震災復興基本方針	震災復興計画	
	利府町			復興計画	
	塩竈市			復興計画	
	七ヶ浜町	震災復興基本方針		震災復興計画	
	多賀城市		復興ビジョン	震災復興計画	
	仙台市	復興ビジョン		復興計画	
	名取市			復興計画	
	岩沼市		復興計画		
	亘理町		震災復興基本方針	震災復興計画	
	山元町		震災復興基本方針	震災復興計画	
福島	新地町			復興構想	復興計画
	相馬市		復興計画		
	南相馬市		復興ビジョン	復興計画	
	広野町				復興計画
	いわき市		復興ビジョン	(地区別復興計画)	
茨城	北茨城市				復興計画
	高萩市	復旧復興計画			
	日立市		復興計画		
	ひたちなか市				復興計画
	大洗町				復興ビジョン
	鹿嶋市	復興構想			復興計画
千葉	神栖市		復興計画		
	旭市	復興計画策定方針			復興計画
	山武市				復興計画

○現時点で33市町村が復興計画を策定済み。

○全体(43市町村)の9割を超える市町村が年度内に復興計画を策定予定。

### 復興計画策定予定

4～6月	0市町村
7～9月	12市町村
10～12月	21市町村
1～3月	8市町村

平成23年12月25日時点(国土交通省作成)

○今後 個別事業(防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等)の計画策定、事業実施が課題。

## Ⅱ 2(2)復興施策に関する国の事業計画及び工程表の見直し①

- ・これまで、公共インフラ、学校施設等に関する復興施策について事業計画と工程表を取りまとめて公表。
- ・第3次補正予算の成立を踏まえ、
  - ①これまでに作成した事業計画と工程表の見直しを行い、取りまとめて公表。
  - ②具体的な復旧・復興の姿がわかりやすく見られるよう地域版(市町村もしくは路線、施設単位)の事業計画と工程表を作成し公表。
  - ③公共インフラ以外の復興施策において、取組状況を作成し公表。
- ・今後も、節目節目において、事業内容、復興施策の具体化などの見直しを行い、取りまとめの上、公表していく予定。
- ・事業計画・工程表の見直し・公表により、市町村における復興計画策定の取組が加速するなど、復興施策が一層推進されることを期待。

### 【①公共インフラ全体版】

#### ■作成内容

##### ○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方や目標を記載。

##### ○工程表

ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

イ. 対象期間は、早急に予算措置の検討が必要なH25年度末までの3ヶ年を中心。

#### ■対象事業

海岸、河川、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・大型定置網、復興住宅(災害公営住宅)、復興まちづくり(防災集団移転・区画整理等、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

※下線は、今回の見直しにより追加した事業。

# Ⅱ 2(2)復興施策に関する国の事業計画及び工程表の見直し②

## 【②公共インフラ地域版】

### ■対象地域

市街地復興パターンの検討調査を実施している43市町村を中心に作成。

### ■対象事業及び作成単位

市町村単位で作成する事業

海岸、河川、下水道、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、学校施設、土砂災害対策、災害廃棄物の処理

路線、施設単位等で作成する事業

流域下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、漁港・漁場・養殖施設・定置網、医療施設

### ■工程表の例(宮城県石巻市の農地・農業用施設)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 農地・農業用施設													
基幹的農業用施設 (柳ノ目第2排水機場等)	がれき	応急復旧	本復旧 (市策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)										
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地 (蛇田、稲井地区等)	畦畔復旧、除塩		営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)										
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地 (長尾地区等)	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等		営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)								
上記以外の農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、畦畔の復旧等							順次営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)			
<p>(注) 地盤沈下等により海水が浸入している農地や、大区画化の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。</p> <p>本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。</p>													



# Ⅱ 2(2)復興施策に関する国の事業計画及び工程表の見直し③

## 【③公共インフラ以外の復興施策の取組状況】

### ■作成内容

#### ○取組状況

ア. 基本方針において復興施策として記載された施策のうち、公共インフラ以外のもの全てについて、復旧・復興に向けた取組状況や目標を記載。

イ. 対象期間は、H25年度末までの3ヶ年を中心。

### ■対象施策の例

- ①雇用対策
- ②教育の振興
- ③農業、林業、水産業
- ④観光
- ⑤再生可能エネルギー

### 【公表】

復興過程の「見える化」を図るため、各府省及び復興対策本部のホームページに掲載。

- ・8月26日：公共インフラ
- ・9月30日：学校施設等
- ・11月29日：

- ①従来の事業計画及び工程表の更新版
- ②事業計画及び工程表(地域毎)
- ③公共インフラ以外の復興施策の取組状況

## ○公共インフラ以外の復興施策の取組状況の例 (保健・医療(心のケア))

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 保健・医療(心のケア)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
○ 精神科医、精神保健福祉士、看護師等の平均4、5名程度で構成される心のケアチームが、保健師の活動等と連携をとって、避難所の巡回、被災者の自宅への訪問支援等を行ってきた。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 応急仮設住宅等での生活では、PTSD の症状が長期化したり、うつ病、不安障害になる人の増加が想定され、中長期にわたる継続的な心のケアが必要となると考えられることから、地域の医療機関や地域保健活動の機能を回復・充実させていくことが必要。		
○ 第三次補正予算では、地域の医療機関や地域保健活動の機能を回復及び充実させる観点から、長期継続的に心のケアを行う専門職を被災地に配置し、心のケアの必要な方に対する看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等による仮設住宅、自宅への訪問支援等を行うための予算を要求している。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 心のケアのための地域保健活動の継続的な実施を行うとともに、地域精神医療の回復・充実を図る。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 被災地で中長期にわたる継続的な心のケアを行うことにより、PTSD の症状が長期化したり、うつ病、不安障害になる人が増加することを抑えること。		

# Ⅱ 3(1) 第3次補正予算における復興関連施策①

- ・ 東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として、「復興の基本方針」に基づき、真に復興に資する施策を重点的に措置(関係予算総額: 11兆7,335億円)。
- ・ 財源については、あらかじめ償還の道筋を定めた復興債の発行等により確保。

## ◎復興基本方針【抄】

### 4(3)①事業規模

平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業(平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む)の事業規模については、国・地方(公費分)合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模(国・地方の公費分)については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。

なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

## ■第3次補正予算のフレーム

財源需要		財 源	
1 東日本大震災復興関係経費	11兆7,335億円	1-1 復興債	11兆5,500億円
(年金臨時財源の補てん 2兆4,897億円を含む)		1-2 税外収入	187億円
(1)東日本大震災復興交付金	1兆5,612億円	1-3 復興財源となる歳出削減	1,648億円
(2)公共事業の追加	1兆4,734億円		
(3)全国防災対策費	5,752億円		
(4)震災復興特別交付税	1兆6,635億円		
	など		
2 その他経費	3,210億円	2-1 税外収入	867億円
(1)災害対策費(台風12号等対策)	3,203億円	2-2 東日本大震災復旧・	2,343億円
(2)その他	7億円	復興予備費の軽減	
3 B型肝炎関係経費	480億円	3 税外収入	480億円
合 計	12兆1,025億円	合 計	12兆1,025億円

(財務省公表資料より作成)

# Ⅱ 3(1) 第3次補正予算における復興関連施策②

## ■ 提言を踏まえた主な復興関連施策

### 1 新しい地域のかたち

- 「減災の考え方」に基づいた事業制度の改善
  - ・ 防災集団移転事業の制度改正(戸当たり限度額の不適用、住宅団地の規模要件の緩和等)
  - ・ 都市再生区画整理事業支援の拡充(防災上必要な土地の嵩上げ等)
  - ・ 盛土造成地が滑動・崩落した地区に対応するための事業制度の創設
  - ・ 液状化対策推進事業の創設
- 復興特区制度の活用による土地利用に係る手続きのワンストップ化
- ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」の推進

### 2 くらしとごとの再生

- 保健・医療、介護・福祉・すまい等を一体的に提供する「地域包括ケア」を中心に据えた体制の整備
- 学校施設等の復旧や就学が困難となった世帯の児童生徒等の就学支援等の実施
- 被災地における本格的な安定雇用を創造するため、産業振興と雇用対策を一体的に推進
- 被災した農地・農業用施設の復旧・大区画化による営農の再開と効率化
- 漁業・養殖業と水産加工流通業の一体的な復興
- 中小企業の施設・設備の復旧支援や資金繰り対策等による被災地の産業復興、立地補助金による産業空洞化リスクへの対応
- 再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備

### 3 原子力災害からの復興に向けて

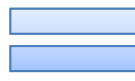
- 福島再生のための基金による、国際的な医療センター、開発拠点等の整備や企業立地への支援

### 4 開かれた復興

- 大震災における地震・津波の被害実態調査による今後の減災対策への反映、教訓の記録

# Ⅱ 3(2) 復興特区①(復興特別区域法の枠組み)

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域



東日本大震災により一定の被害が生じた区域である財特法の特定被災区域等(222市町村の区域)

## 復興特別区域基本方針 (閣議決定)

### 【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

### 国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

### 復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成  
民間事業者等の提案が可能  
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

### 内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

### 復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成  
土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

### 計画の公表

### 土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

### 復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成  
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

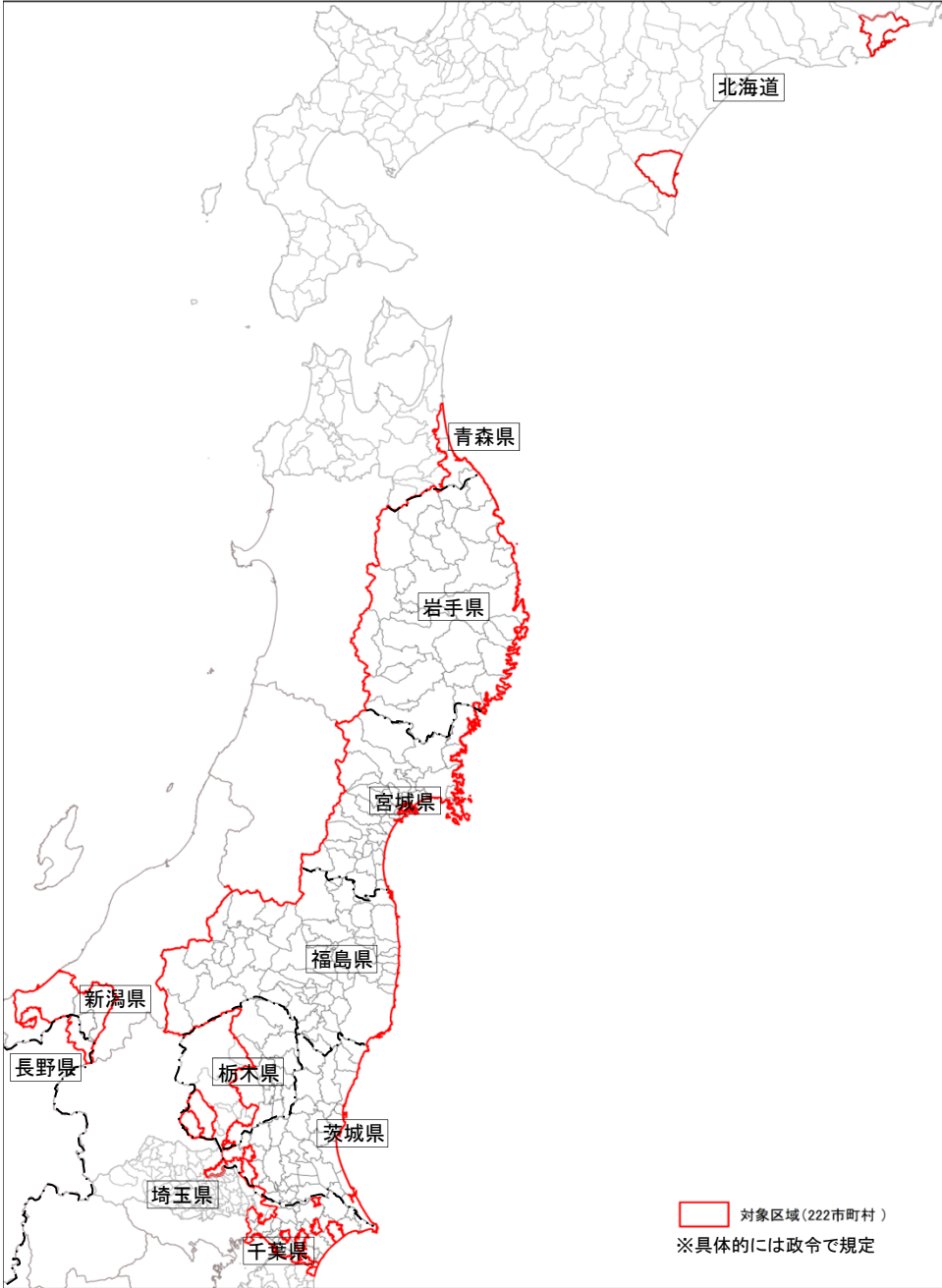
### 内閣総理大臣に提出

### 復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・用途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

特例の追加・充実

# II 3(2) 復興特区②(復興特別区域法の対象区域)



- 北海道: 広尾町 浜中町  
 青森県: 八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町  
 岩手県: 県内全市町村  
 宮城県: 県内全市町村  
 福島県: 県内全市町村  
 茨城県: 水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市  
 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市  
 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひ  
 たちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市  
 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市  
 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉  
 市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町  
 美浦村 阿見町 河内町 利根町  
 栃木県: 宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市  
 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市  
 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町  
 高根沢町 那須町 那珂川町  
 埼玉県: 久喜市  
 千葉県: 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市  
 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 八千代市 我孫  
 子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市  
 山武市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町  
 大網白里町 九十九里町 よこしばひかり町 しろこまち  
 新潟県: 十日町市 上越市 津南町  
 長野県: 栄村

## Ⅱ 3(2)復興特区③(復興推進計画による規制・手続きに関する特例①)

### 1. 個別の規制、手続の特例

#### ① 住宅の確保

- ・ 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例
- ・ 公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮
- ・ 公営住宅の用途廃止、社会福祉法人等による使用、事業主体変更について、手続の簡素化

#### ② 産業の活性化

- ・ 食料供給等施設(農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等)の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例
- ・ 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例
- ・ 漁業権の免許に関する特別の措置
- ・ 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例
- ・ 他の水利使用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化
- ・ 仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限の緩和(政令事項)
- ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)

#### ③ まちづくり

- ・ 建築基準法における用途制限に係る特例
- ・ 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化
- ・ バス路線の新設・変更等に係る手続の特例
- ・ 鉄道ルートの変更に係る手続の特例

## Ⅱ 3(2)復興特区③(復興推進計画による規制・手続きに関する特例②)

### 1. 個別の規制、手続の特例(続き)

#### ④ 医療、福祉等

- ・ 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例
- ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)
- ・ 被災地における医療・介護確保のための特例(省令事項)
  - 病院の医療従事者の配置基準に係る弾力的対応
  - 病院等以外の者による訪問リハビリ事業所の開設に係る弾力的対応
  - 介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応
- ・ 被災地の薬局等の構造設備基準の特例(省令事項)

#### ⑤ 補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例

2. 政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は復興庁(※)と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応

3. 施行令又は復興庁令(※)・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする

#### ◆ 法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキーム

- ・ 国会に対する復興特別意見書の提出
- ・ 国と地方の協議会の経過等の国会への報告

(※)復興庁が設置されるまでの間は、復興庁は内閣府、復興庁令は内閣府令

# Ⅱ 3(2) 復興特区④(税・財政・金融上の支援措置)

## 1. 税制上の特例措置

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

特別償却／ 税額控除	特別償却	～26年3月末	～28年3月末	選択 適用 ↔	税額控除(※1)	～26年3月末	～28年3月末
	選択適用	機械装置	即時償却		50%	機械装置	15%
	建物・構築物	25%			建物・構築物	8%	

(※1 上記税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

### 法人税特別控除

雇用等している被災者に対する給与等支給額の10%を税額控除(※2) (※2 法人税額の20%が限度)

### 新規立地 促進税制

新規立地新設企業(※3)  
を5年間無税に

新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入  
(指定後5年間、所得金額を限度)

+

再投資等した場合の即時償却  
(再投資等準備金残高を限度)

(※3 雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に限る。)

### 研究開発税制

開発研究用資産について即時償却

+

開発研究用資産の即時償却した減価償却費の12%を税額控除(通常8～10%)

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、特例的に地方交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等 (～26年3月末)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(25%)又は税額控除(※4)(8%)

(※4 法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

(4) 出資に係る所得控除 (～28年3月末指定)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された中小企業者に対する個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

## 2. 復興特区支援利子補給金制度

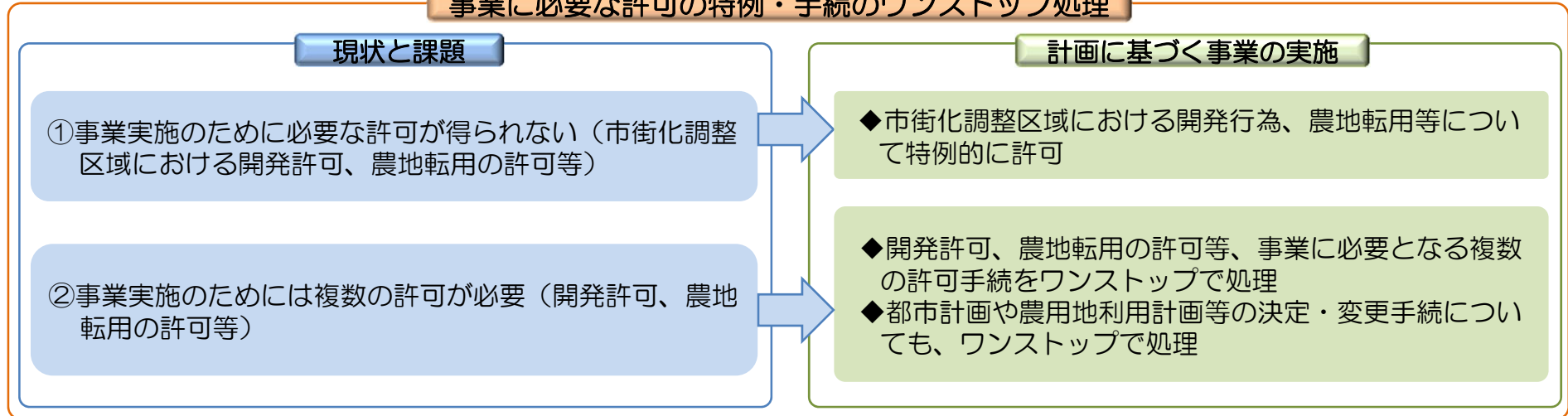
復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)



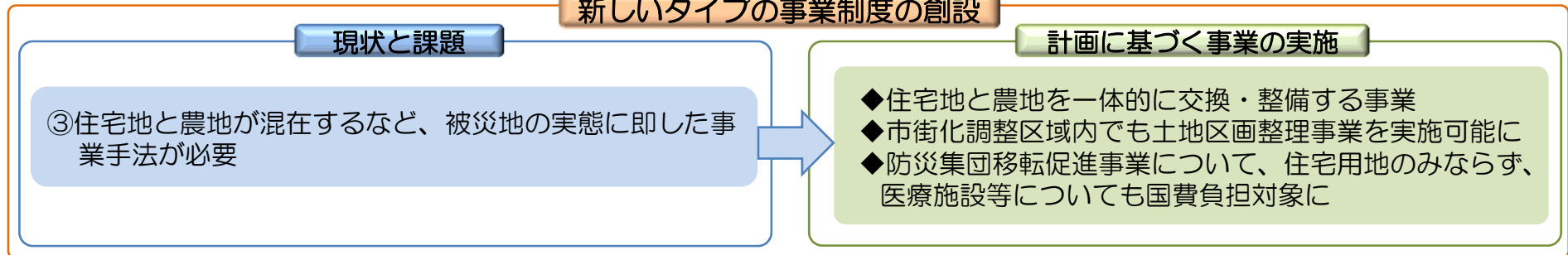
# Ⅱ 3(2) 復興特区⑤(土地利用再編の特例)

既存の土地利用計画(都市、農地、森林等)の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

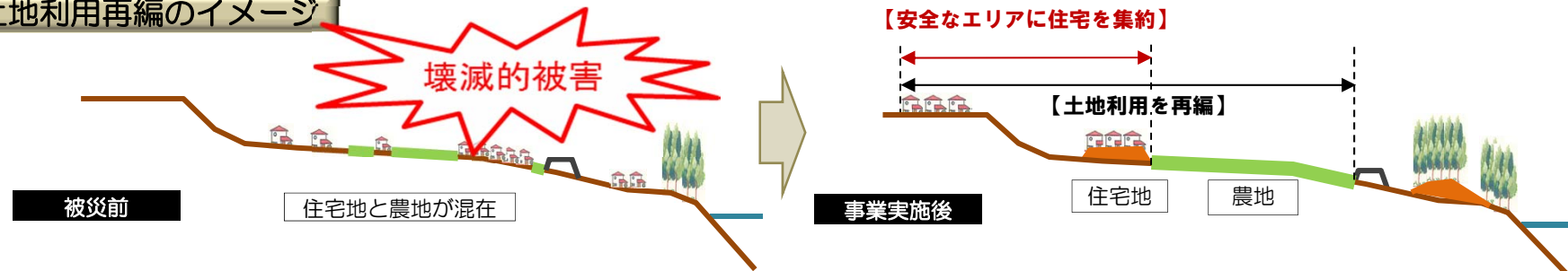
## 事業に必要な許可の特例・手順のワンストップ処理



## 新しいタイプの事業制度の創設



## 土地利用再編のイメージ



## Ⅱ 3(3) 復興交付金①

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

(注) 東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：国費1兆5,612億円（事業費1兆9,307億円）※事業費は国費+地方負担（平成23年度第3次補正予算）

### 基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

（事業費1兆4,302億円）

道路整備事業（補助金）

学校整備事業（補助金）

土地区画整理事業（補助金）

病院耐震化事業（補助金）

防災集団移転促進事業（補助金）

浄化槽整備事業（補助金）

農業農村整備事業（補助金）

：

漁業集落整備事業（補助金）

基幹事業・・・5省40事業

被災地方公共団体

復興計画の下に進める地域づくりを支援

### 効果促進事業

■使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

（事業費5,006億円、補助率80%、基幹事業費の35%を上限）

#### 基幹事業

都市公園整備事業  
防災集団移転促進事業  
都市防災推進事業  
市街地再開発事業

#### 効果促進事業

(例)  
災害発生時の避難路を整備  
低地の市街地とを結ぶバス路線整備  
ハザードマップを作成  
まちづくりワークショップを開催

基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする使途の緩やかな資金を確保。

## Ⅱ 3(3) 復興交付金②

### 地方負担の軽減

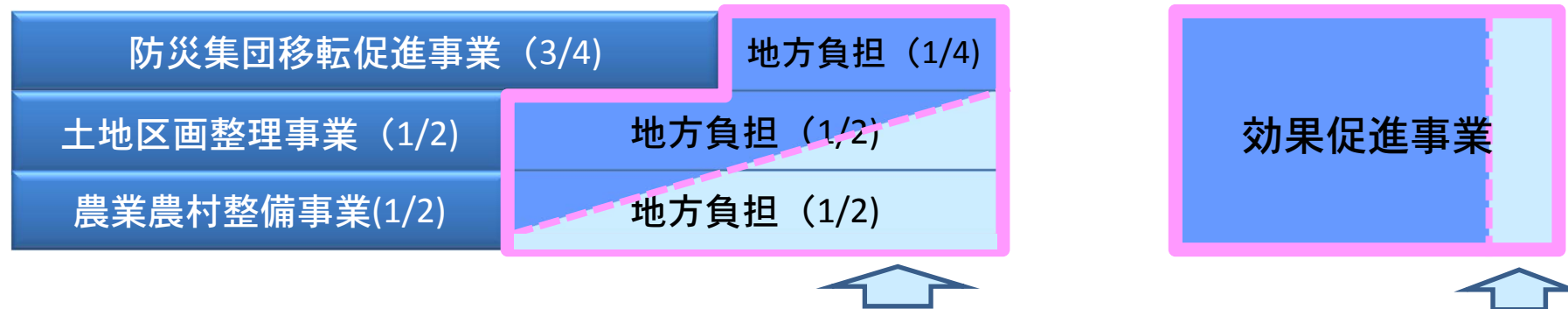
■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業の80%を国庫補助

(例)

地方負担分の50%を補助

効果促進事業の80%を補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は3次補正で全額措置）

### ■執行の弾力化・手続きの簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続きの簡素化

内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。  
各府省と協力して事業実施。

# Ⅱ 3(3) 復興交付金③

## 基幹事業における対象事業(5省40事業)

※本リストは3次補正予算における対象事業であり、復興期間全体を通じた場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
<b>文部科学省</b>		18	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合)	19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	20	災害公営住宅整備事業 (災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		
4	埋蔵文化財発掘調査事業	21	災害公営住宅家賃低廉化事業
<b>厚生労働省</b>		22	東日本大震災特別家賃低減事業【新規】
5	医療施設耐震化事業	23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
6	介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)	24	住宅地区改良事業(不良住宅除去、改良住宅の建設等)
		25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等)
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業	26	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
<b>農林水産省</b>		27	優良建築物等整備事業(市街地住宅の供給、任意の再開発等)
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
		29	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】
		31	津波復興拠点整備事業【新規】
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)	32	市街地再開発事業
		33	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	34	都市再生区画整理事業(市街地液化化対策事業)
12	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)	35	都市防災推進事業(市街地液化化対策事業)
13	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)	36	都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等)
14	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	37	下水道事業
		38	都市公園事業
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	39	防災集団移転促進事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業	<b>環境省</b>	
<b>国土交通省</b>		40	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業
17	道路事業(市街地相互の接続道路)		

## Ⅱ 3(4) 復興庁①(復興庁設置法の概要)

・東日本大震災復興基本法第24条の規定に基づき、復興に関する国の施策を主体的かつ一体的に推進するため、「復興庁」を設置。(平成23年12月9日 復興庁設置法成立)

### 1 所掌事務

復興庁は、内閣府と同様に、内閣を補助する総合調整事務と個別の実施事務を行う。

#### ① 復興に関する国の施策の企画、調整

基本的な方針などの企画立案、各省の復興施策の総合調整・勧告、復興事業の統括・監理、復興予算の一括要求、各府省への配分、事業の実施に関する計画の策定など

#### ② 地方公共団体への一元的な窓口と支援

被災自治体の復興計画策定への助言、復興特別区域の認定、復興交付金と復興調整費の配分、国の事業の実施や県・市町村の事業への支援に関する調整・推進など

### 2 組織と機能

① 内閣総理大臣を長とし、事務を統括する復興大臣を置く。各省より一段高い位置づけ。

② 出先機関(復興局)を岩手県、宮城県、福島県に置き、国と地方の協議会も活用し、現地で被災自治体の要望を受けてワンストップで対応。

③ 復興推進会議(閣僚級会議)を設置。

④ 復興推進委員会(有識者会議)を設置。

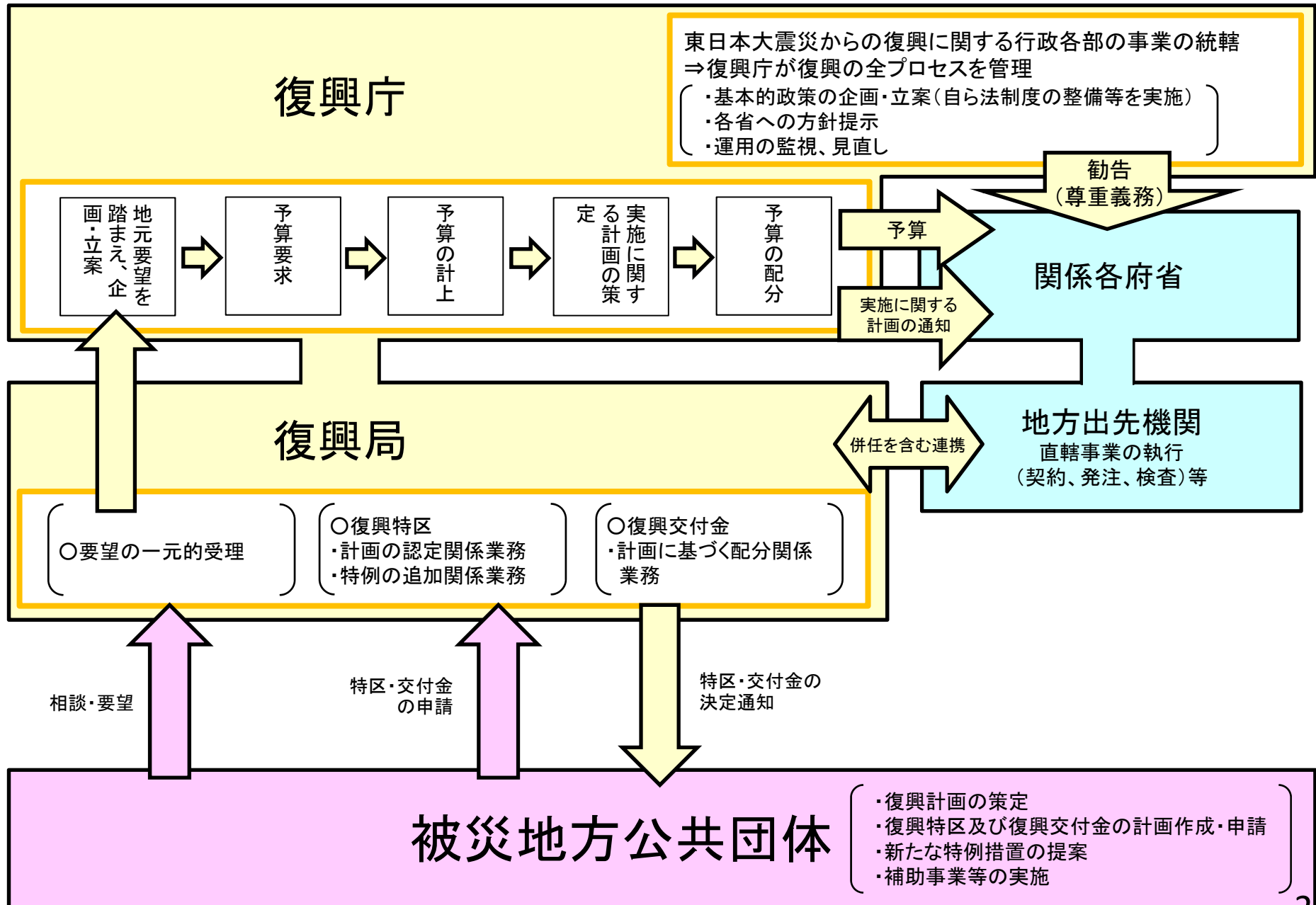
※復興構想会議は、構想が策定済のため、役割、名称等を変更。

### 3 設置期限・施行期日

① 設置期限は、復興基本方針に定める復興期間と合わせて、震災発生年から10年間(平成23年度から32年度までの間)

② 施行日は、設立の準備期間を考慮し、公布の日(平成23年12月16日)から4月以内

## Ⅱ 3(4) 復興庁② (復興庁の統括による復興事業の一元的実施)



## Ⅱ 4 復興に関するトピック

### 復興道路着工式（岩手県）



・平成23年11月20日、岩手県田野畑村で復興道路に位置付ける三陸沿岸道路の尾肝要（おかんよう）トンネルの着工式が行われました。

※平成24年10月の貫通予定。

※三陸沿岸道路は、宮城県仙台市～青森県八戸市に計画された延長約359kmの高規格幹線道路であり、7年程度での全線開通を目指しています。

### 「現地会議in宮城」開催（宮城県）



・12月2日、仙台市において全国670団体余が参加する東日本大震災支援全国ネットワークの現地会議が開催されました。  
・「現地会議」は、東日本大震災における被災者支援のために結成されたNPO・NGO等の民間団体のネットワークの現地で活動している団体の交流や連携強化を目的としたものです。  
・会議では「学ぶ」「知る」「つながる」の3つのテーマについて、課題共有や活発な意見交換が行われました。

### 企業の再生（福島県）



・9月30日に解除された旧緊急時避難準備区域において、各企業は操業再開あるいは販売実績の回復を目指し、様々な取り組みを行っています。  
・例えば南相馬市にある丸三製紙株式会社では、7月の操業再開以来、工業用水の除染、放射線検診の実施や社宅の整備による従業員の確保等を実施し、現在では販売量は昨年比90%まで回復しています。  
・1月8日には、野田総理大臣が本企業を視察されました。